

四半期報告書

(第105期第2四半期)

株式会社 愛媛銀行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	56
3 【中間財務諸表】	57
4 【その他】	75
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	75

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【四半期会計期間】	第105期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社愛媛銀行
【英訳名】	The Ehime Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 中山 紘 治 郎
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
【電話番号】	松山(089)933局1111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	企画広報部長 河 野 雅 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目2番4号 株式会社愛媛銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3861局8151番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 玉 井 英 俊
【縦覧に供する場所】	株式会社愛媛銀行 高知支店 (高知市はりまや町1丁目4番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,489	24,506	23,546	45,900	48,868
連結経常利益	百万円	3,769	3,338	1,175	9,598	4,877
連結中間純利益	百万円	2,310	2,050	1,110		
連結当期純利益	百万円				5,222	2,827
連結純資産額	百万円	70,609	80,098	76,519	80,621	76,778
連結総資産額	百万円	1,619,912	1,652,048	1,659,794	1,631,334	1,667,385
1株当たり純資産額	円	441.59	449.56	429.28	453.27	430.82
1株当たり中間純利益	円	14.48	11.55	6.26		
1株当たり当期純利益	円				32.49	15.93
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円					
自己資本比率	%	4.34	4.82	4.58	4.93	4.58
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.64	9.23	9.34	9.10	9.25
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	31,192	21,695	957	96,733	50,461
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,330	17,021	37,840	14,395	8,316
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	488	546	545	7,247	91
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	98,067	44,461	43,052		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				40,330	82,392
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,541 [301]	1,567 [358]	1,606 [407]	1,473 [321]	1,522 [377]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
 6. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	20,902	22,844	21,718	42,261	45,489
経常利益	百万円	3,618	3,277	1,029	9,460	4,607
中間純利益	百万円	2,201	2,085	1,063		
当期純利益	百万円				5,121	2,730
資本金	百万円	15,460	19,078	19,078	19,078	19,078
発行済株式総数	千株	159,817	177,817	177,817	177,817	177,817
純資産額	百万円	69,297	78,609	74,930	79,290	75,279
総資産額	百万円	1,613,203	1,645,319	1,650,980	1,624,806	1,657,494
預金残高	百万円	1,422,343	1,416,899	1,431,642	1,426,930	1,482,117
貸出金残高	百万円	1,241,980	1,301,446	1,281,295	1,278,518	1,305,970
有価証券残高	百万円	209,832	220,695	239,724	207,922	204,050
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	4.30	4.78	4.53	4.88	4.54
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.58	9.20	9.33	9.08	9.24
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,451 [280]	1,468 [328]	1,495 [376]	1,372 [299]	1,421 [348]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,606 [407]
---------	----------------

- (注) 1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員 532人を含んでおりません。
2.臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,495 [376]
---------	----------------

- (注) 1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員 483人を含んでおりません。
2.臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

<金融経済環境>

当期におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱の影響を受け、景気は弱含みで推移しました。

当行が営業基盤とする愛媛県内の経済においても、業種間や地域間のばらつきはあるものの、原材料価格等の高騰から企業部門の収益や業況感にかけりがみられ、設備投資も弱含みとなって

きました。

このような状況にあつて、当行グループは「地域No. 1の金融サービスの提供」を通じて「最初に相談される銀行」を実現するために、様々な取り組みを行い、業績の向上に努めてまいりました。

<経営方針>

当行は、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展とともに歩んでまいりました。

「ふるさとの発展に役立つ銀行」、「たくましく発展する銀行」、「働きがいのある銀行」を経営理念として、コンプライアンス体制の確立とリスク管理体制の強化及びディスクロージャーの充実を図り、連結子会社を含めて自己責任原則に基づく健全・堅実経営に徹し、安定した収益基盤の確立に努めております。

<業績等>

当第2四半期連結会計期間末では、総資産1兆6,597億円、純資産765億円となりました。

預金等残高(譲渡性預金含む)は、引き続き個人・中小企業中心に推進いたしました結果、1兆5,140億円となり、前第2四半期連結会計期間末比172億円増加いたしました。貸出金残高は、個人向け貸出が増加しましたが、景気の先行きに対する不透明感から企業の資金需要が減少傾向となり、1兆2,804億円と前第2四半期連結会計期間末比170億円減少いたしました。また、預り資産残高は、前第2四半期連結会計期間末比73億円増加して1,236億円となりました。

収益面では、企業を取り巻く経営環境の悪化による資金需要の減少、株式市場の低迷による投資信託販売等の減少、また、費用面では、大口与信先の民事再生手続開始の申立に伴う信用コストの増加があったことから、連結経常利益は11億20百万円、四半期純利益は4億89百万円となりました。

今後も第12次中期経営計画の仕上げに向けて、「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立を目指し、公共的使命と社会的責任を果たすため、金融サービス事業を通じて「ふるさと」に根ざした企業活動を実践してまいります。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業以外のセグメントの占める割合が僅少であるため特段の記載事項はございませんが、各連結子会社とも健全経営に徹し、グループ内でのそれぞれの役割、位置づけに基づく収益を計上しております。

連結自己資本比率は、前連結会計年度末比0.09ポイント上昇して9.34%となり、当行単体では前事業年度末比0.09ポイント上昇し9.33%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの減少により31億9百万円となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還により、231億12百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により10百万円となりました。この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前年同期比14億9百万円減少して430億52百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

第2四半期連結会計期間は、景気の低迷による資金需要の減少を受け、貸出金が減少したことなどがあり、資金運用収益は93億95百万円に、資金調達費用は16億71百万円となり、資金運用収支は77億23百万円となりました。また、役務取引等収支は投資信託販売手数料等の減少があり7億1百万円となり、その他業務収支は6億72百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	7,207	516		7,723
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	8,693	793	92	9,395
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,486	276	92	1,671
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	675	25		701
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,270	29		1,300
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	595	3		598
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間				
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	612	60		672
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	789	60		849
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	176			176

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益合計は13億円に、役務取引等費用合計は5億98百万円となり、役務取引等収支合計は7億1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,270	29		1,300
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	412			412
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	302	27		330
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	119			119
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	301			301
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	0			0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	63	1		64
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	595	3		598
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	56	3		60

(注) 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,377,852	38,213		1,416,065
	平成20年9月30日	1,389,726	41,465		1,431,192
うち流動性預金	平成19年9月30日	491,137			491,137
	平成20年9月30日	486,682			486,682
うち定期性預金	平成19年9月30日	882,322			882,322
	平成20年9月30日	895,266			895,266
うちその他	平成19年9月30日	4,392	38,213		42,605
	平成20年9月30日	7,777	41,465		49,243
譲渡性預金	平成19年9月30日	80,708			80,708
	平成20年9月30日	82,877			82,877
総合計	平成19年9月30日	1,458,560	38,213		1,496,773
	平成20年9月30日	1,472,604	41,465		1,514,069

(注) 1 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,297,445	100.00	1,280,400	100.00
製造業	130,758	10.08	134,878	10.54
農業	3,258	0.25	4,231	0.33
林業	54	0.01	51	0.00
漁業	6,755	0.52	7,785	0.61
鉱業	382	0.03	393	0.03
建設業	94,791	7.31	66,173	5.17
電気・ガス・熱供給・水道業	194	0.01	210	0.02
情報通信業	6,054	0.47	5,304	0.41
運輸業	132,662	10.22	134,818	10.53
卸売・小売業	131,234	10.11	128,221	10.01
金融・保険業	26,965	2.08	14,757	1.15
不動産業	119,887	9.24	112,008	8.75
各種サービス業	172,935	13.33	167,337	13.07
地方公共団体	67,433	5.20	72,184	5.64
その他	404,074	31.14	432,040	33.74
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,297,445		1,280,400	

(注) 1 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。

2 当行には海外店及び海外に子会社を有する子会社はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,170	15,993	1,177
経費(除く臨時処理分)	10,579	11,000	421
人件費	5,730	6,025	295
物件費	4,181	4,313	132
税金	667	661	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,591	4,993	1,598
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,591	4,993	1,598
一般貸倒引当金繰入額	1,178	465	713
業務純益	5,412	4,527	885
うち債券関係損益	128	119	9
臨時損益	2,135	3,498	1,363
株式関係損益	686	142	828
不良債権処理損失	2,707	2,661	46
貸出金償却	1,695	1,815	120
個別貸倒引当金繰入額	991	846	145
その他の債権売却損等	21		21
その他臨時損益	114	693	579
経常利益	3,277	1,029	2,248
特別損益	85	12	97
うち固定資産処分損益	98	23	121
税引前中間純利益	3,362	1,016	2,346
法人税、住民税及び事業税	1,530	1,290	240
法人税等調整額	253	1,336	1,083
中間純利益	2,085	1,063	1,022

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除されるものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.34	2.26	0.08
(イ)貸出金利回	2.65	2.63	0.02
(ロ)有価証券利回	1.41	1.31	0.10
(2) 資金調達原価	1.73	1.82	0.09
(イ)預金等利回	0.28	0.34	0.06
(ロ)外部負債利回	1.76	1.88	0.12
(3) 総資金利鞘	-	0.44	0.17

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は含めておりません。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	16.65	13.26	3.39
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	16.65	13.26	3.39
業務純益ベース	13.67	12.02	1.65
中間純利益ベース	5.26	2.82	2.44

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,416,899	1,431,642	14,743
預金(平残)	1,389,603	1,427,398	37,795
貸出金(未残)	1,301,446	1,281,295	20,151
貸出金(平残)	1,279,425	1,282,291	2,866

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	987,194	1,004,817	17,623
法人	429,705	426,824	2,881
合計	1,416,899	1,431,642	14,743

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	300,680	316,667	15,987
住宅ローン残高	250,134	272,958	22,824
その他ローン残高	50,546	43,709	6,837

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,068,039	1,025,958	42,081
総貸出金残高	百万円	1,301,446	1,281,295	20,151
中小企業等貸出金比率	/ %	82.06	80.07	1.99
中小企業等貸出先件数	件	113,730	105,854	7,876
総貸出先件数	件	113,981	106,161	7,820
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.77	99.71	0.06

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	94	408	66	290
保証	1,959	12,361	1,772	11,980
計	2,053	12,769	1,838	12,270

(注) 前中間会計期間末から「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,078	19,078
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	13,214	13,213
	利益剰余金	34,944	35,847
	自己株式()	159	186
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	532	532
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	309	379
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 ()	35	41
	計 (A)	66,819	67,758
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	5,798	5,737
	一般貸倒引当金	7,093	9,435
	負債性資本調達手段等	25,300	26,300
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	25,300	26,300
	計	38,192	41,473
うち自己資本への算入額 (B)	38,192	39,173	
控除項目	控除項目(注4) (C)	219	220
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	104,792	106,712

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,055,397	1,060,807
	オフ・バランス取引等項目	11,251	11,068
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,066,648	1,071,875
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ((G) / 8%)	68,389	69,873
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,471	5,589
	計 (E) + (F) (H)	1,135,038	1,141,749
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.23	9.34
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		5.88	5.93

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,078	19,078
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	13,213	13,213
	その他資本剰余金	0	0
	利益準備金	4,858	5,071
	その他利益剰余金	29,129	29,639
	その他		
	自己株式()	159	186
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	532	532
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	35	41
計 (A)	65,554	66,243	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,798	5,737
	一般貸倒引当金	7,027	9,093
	負債性資本調達手段等	25,300	26,300
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	25,300	26,300
計	38,125	41,131	
うち自己資本への算入額 (B)	38,125	39,074	
控除項目	控除項目(注4) (C)	219	220
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	103,460	105,098
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,050,362	1,051,395
	オフ・バランス取引等項目	11,251	11,068
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,061,613	1,062,464
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	62,758	63,412
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,020	5,072
計 (E) + (F) (H)	1,124,372	1,125,876	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		9.20	9.33
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		5.83	5.88

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	107	107
危険債権	239	255
要管理債権	140	191
正常債権	12,698	12,449

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

銀行業務

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	部門の別	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	来住支店	愛媛県 松山市	新築	銀行業務	店舗	534	330	自己資金	20年8月	21年3月末

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,817,664	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式。
計	177,817,664	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日 ～平成20年9月30日	-	177,817	-	19,078,883	-	13,213,941

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	9,506	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	7,581	4.26
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3 3	5,394	3.03
愛媛銀行行員持株会	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	4,010	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8 1 1	3,857	2.17
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目1 8 2 4	2,999	1.69
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目2 6 1	2,795	1.57
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目1 9 - 1 7	2,391	1.34
株式会社 大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1丁目9 1	2,292	1.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1 1 3	2,265	1.27
計		43,091	24.23

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,506千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,581千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3,857千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,265千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自行保有株式) 普通株式 461,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,889,000	175,889	同上
単元未満株式	普通株式 1,467,664	-	同上
発行済株式総数	177,817,664	-	
総株主の議決権		175,889	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株(議決権1個)含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式640株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	461,000		461,000	0.26
計		461,000		461,000	0.26

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	403	393	384	388	367	350
最低(円)	353	352	352	346	301	288

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

(1) 新任役員

該当事項なし。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	監査部長	安井 猛	平成20年6月30日
常務取締役		久賀 秀雄	平成20年8月31日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役営業統括部長	島本 武	平成20年7月1日
常務取締役	取締役人事教育部長	徳丸 謙一	平成20年7月1日
取締役審査部長	取締役本店営業部長兼 県立中央病院出張所長	原田 光雄	平成20年8月1日
取締役本店営業部長兼 県立中央病院出張所長	取締役公務部長兼 営業統括部担当部長	福富 治	平成20年8月1日

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は、新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表は、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【中間連結財務諸表】
 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	46,124	58,561	83,302
コールローン及び買入手形	35,840	25,476	23,275
買入金銭債権	317	330	347
商品有価証券	328	390	412
有価証券	1, 7, 8 220,569	1, 7, 8 239,249	1, 7, 8 203,625
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,297,445	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,280,400	2, 3, 4, 5, 6, 9 1,305,248
外国為替	6 1,130	6 981	6 827
リース債権及びリース投資資産	-	7,860	-
その他資産	7 7,424	7 6,213	7 6,290
有形固定資産	10, 11, 12 38,909	10, 11 32,329	10, 11, 12 39,318
無形固定資産	2,044	1,020	2,004
繰延税金資産	10,107	13,682	11,629
支払承諾見返	8 12,769	8 12,270	8 12,588
貸倒引当金	20,961	18,976	21,486
資産の部合計	1,652,048	1,659,794	1,667,385
負債の部			
預金	7 1,416,065	7 1,431,192	7 1,481,228
譲渡性預金	80,708	82,877	36,413
債券貸借取引受入担保金	7 10,099	7 -	7 -
借入金	13 21,695	13 24,289	13 25,849
外国為替	5	19	15
社債	14 13,000	14 13,000	14 13,000
その他負債	10,091	12,817	14,321
役員賞与引当金	-	-	48
退職給付引当金	1,271	579	928
役員退職慰労引当金	358	417	389
利息返還損失引当金	45	49	58
繰延税金負債	24	-	-
再評価に係る繰延税金負債	10 5,815	10 5,761	10 5,765
支払承諾	8 12,769	8 12,270	8 12,588
負債の部合計	1,571,950	1,583,274	1,590,607
純資産の部			
資本金	19,078	19,078	19,078
資本剰余金	13,214	13,213	13,214
利益剰余金	34,944	35,847	35,262
自己株式	159	186	173
株主資本合計	67,078	67,952	67,381
その他有価証券評価差額金	5,619	1,193	2,047
土地再評価差額金	10 7,069	10 6,989	10 6,995
評価・換算差額等合計	12,689	8,182	9,043
少数株主持分	330	384	352
純資産の部合計	80,098	76,519	76,778
負債及び純資産の部合計	1,652,048	1,659,794	1,667,385

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	24,506	23,546	48,868
資金運用収益	19,261	18,970	38,731
(うち貸出金利息)	17,053	16,877	34,558
(うち有価証券利息配当金)	1,484	1,555	2,795
役務取引等収益	2,744	2,332	5,377
その他業務収益	1,467	1,641	3,236
その他経常収益	1,032	601	1,521
経常費用	21,167	22,370	43,991
資金調達費用	2,872	3,273	6,078
(うち預金利息)	2,317	2,668	4,949
役務取引等費用	1,365	1,176	2,601
その他業務費用	311	221	247
営業経費	11,937	12,417	23,646
その他経常費用	※1 4,679	※1 5,281	※1 11,417
経常利益	3,338	1,175	4,877
特別利益	182	25	3,360
固定資産処分益		2	279
償却債権取立益		14	20
その他の特別利益		8	※2 3,060
特別損失	※3 139	※3 100	335
固定資産処分損		100	238
減損損失		—	※4 96
その他の特別損失		—	0
税金等調整前中間純利益	3,381	1,100	7,902
法人税、住民税及び事業税	1,588	1,436	4,459
法人税等調整額	△241	△1,476	590
法人税等合計		△39	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△15	30	24
中間純利益	2,050	1,110	2,827

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	19,078	19,078	19,078
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	19,078	19,078	19,078
資本剰余金			
前期末残高	13,214	13,214	13,214
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	13,214	13,213	13,214
利益剰余金			
前期末残高	32,564	35,262	32,564
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064
中間純利益	2,050	1,110	2,827
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
当中間期変動額合計	2,379	584	2,697
当中間期末残高	34,944	35,847	35,262
自己株式			
前期末残高	△148	△173	△148
当中間期変動額			
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
当中間期変動額合計	△10	△13	△25
当中間期末残高	△159	△186	△173
株主資本合計			
前期末残高	64,709	67,381	64,709
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064
中間純利益	2,050	1,110	2,827
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
当中間期変動額合計	2,368	571	2,672
当中間期末残高	67,078	67,952	67,381

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	7,797	2,047	7,797
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,177	△854	△5,749
当中間期変動額合計	△2,177	△854	△5,749
当中間期末残高	5,619	1,193	2,047
土地再評価差額金			
前期末残高	7,930	6,995	7,930
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△861	△6	△934
当中間期変動額合計	△861	△6	△934
当中間期末残高	7,069	6,989	6,995
評価・換算差額等合計			
前期末残高	15,728	9,043	15,728
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,039	△860	△6,684
当中間期変動額合計	△3,039	△860	△6,684
当中間期末残高	12,689	8,182	9,043
少数株主持分			
前期末残高	183	352	183
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	147	31	169
当中間期変動額合計	147	31	169
当中間期末残高	330	384	352
純資産合計			
前期末残高	80,621	76,778	80,621
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064
中間純利益	2,050	1,110	2,827
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,891	△829	△6,515
当中間期変動額合計	△523	△258	△3,842
当中間期末残高	80,098	76,519	76,778

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	3,381	1,100	7,902
減価償却費	1,646	476	3,387
減損損失	15	—	96
貸倒引当金の増減(△)	95	△2,509	619
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△54	△48	△6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△383	△349	△726
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11	28	41
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△2	△8	10
資金運用収益	△19,261	△18,970	△38,731
資金調達費用	2,872	3,273	6,078
有価証券関係損益(△)	△549	233	△494
為替差損益(△は益)	△3	△3	△8
固定資産処分損益(△は益)	△47	98	△41
商品有価証券の純増(△)減	△69	21	△154
貸出金の純増(△)減	△22,625	24,847	△30,429
預金の純増減(△)	△7,599	△50,035	57,563
譲渡性預金の純増減(△)	22,828	46,463	△21,465
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△2,712	△1,560	441
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△975	△14,598	△221
コールローン等の純増(△)減	18,759	△2,184	31,293
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	10,099	—	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△435	△154	△132
外国為替(負債)の純増減(△)	△12	3	△3
資金運用による収入	19,083	19,058	38,900
資金調達による支出	△2,211	△3,059	△4,995
その他	461	811	2,671
小計	22,309	2,934	51,598
法人税等の支払額	△613	△3,891	△1,136
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,695	△957	50,461
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△70,518	△177,093	△90,698
有価証券の売却による収入	21,794	55,298	31,282
有価証券の償還による収入	32,711	84,508	54,281
有形固定資産の取得による支出	△2,498	△477	△4,821
有形固定資産の売却による収入	2,061	55	2,493
無形固定資産の取得による支出	△722	△131	△1,003
子会社株式の売却による収入	150	—	150
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,021	△37,840	△8,316
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	1,000
配当金の支払額	△534	△531	△1,066
少数株主への配当金の支払額	△0	△0	△0
自己株式の取得による支出	△13	△15	△28
自己株式の売却による収入	2	2	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△546	△545	△91
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	3	8
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,131	△39,339	42,061
現金及び現金同等物の期首残高	40,330	82,392	40,330
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 44,461	*1 43,052	*1 82,392

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社4社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社 6社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー ひめぎんスタッフサポート株式会社 えひめインベストメント株式会社 なお、ひめぎんスタッフサポート株式会社、えひめインベストメント株式会社は、設立より当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 ・合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社4社 連結子会社は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 ・合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用の非連結子会社 3社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合	持分法適用の非連結子会社 4社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 ・合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合	持分法適用の非連結子会社 4社 会社名 ・投資事業有限責任組合 えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 ・合同会社姫原プロパティーズを営業者とする匿名組合

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：34年～50年 動産：3年～10年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ42百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：19年～50年 その他：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：38年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ129百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
		リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。	
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社20,607百万円、連結子会社552百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社25,744百万円、連結子会社573百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社20,576百万円、連結子会社557百万円です。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しておりますが、当中間連結会計期間においては該当ありません。</p>	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利益返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり、計上しております。</p>	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利益返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり、計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10)外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(12)重要なヘッジ会計の方法 同左	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。
	(14)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(14)税効果会計に関する事項 同左	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が7,860百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>「利息返還損失引当金」は、前中間連結会計期間まで「その他負債」に含めておりましたが、金額的重要性が高まったため、当中間連結会計期間より区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他負債」に含まれておりました「利息返還損失引当金」は2百万円であります。</p>	

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>従来、役員退職慰労金は、支給時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の営業経費は68百万円減少、その他の特別損失は385百万円増加し、税金等調整前中間純利益は317百万円多く計上されております。</p>		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金510百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,584百万円、延滞債権額は31,212百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は342百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,620百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金473百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,147百万円、延滞債権額は31,576百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は799百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,283百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金447百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,060百万円、延滞債権額は35,258百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,866百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,759百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,300百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,775百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,559百万円 債券貸借取引 受入担保金 10,099百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,448百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は276百万円であります。</p> <p>8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,200百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,806百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,186百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,725百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,911百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,908百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は225百万円であります。</p> <p>8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,122百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,216百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,701百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,749百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,795百万円 上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券37,631百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち保証金は250百万円であります。</p> <p>8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,085百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,479百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が168,532百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、178,565百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が177,063百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、172,033百万円であります。このうち契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が169,516百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,068百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 18,294百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を9,838百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 18,457百万円</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,042百万円下回っております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 19,138百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,300百万円が含まれております。</p> <p>14 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)												
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,780百万円、貸倒引当金繰入額2,262百万円及び株式等償却75百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損123百万円及び固定資産減損損失15百万円であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却1,832百万円、貸倒引当金繰入額1,477百万円及び株式等償却447百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、固定資産処分損100百万円であります。</p>	<p>1 その他の経常費用には、貸出金償却2,543百万円、株式等償却390百万円及び債権売却損61百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他の特別利益は、利息の支払いが遅延したことによる延滞利息を受入れたものであります。</p> <p>4 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額96百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0" data-bbox="1070 965 1385 1128"> <tr> <td>区分</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>愛媛県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち土地96百万円)</td> </tr> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	区分	遊休資産	地域	愛媛県内	主な用途		種類	土地	減損損失	96百万円		(うち土地96百万円)
区分	遊休資産													
地域	愛媛県内													
主な用途														
種類	土地													
減損損失	96百万円													
	(うち土地96百万円)													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817	-	-	177,817	
合計	177,817	-	-	177,817	
自己株式					
普通株式	358	33	5	385	(注1)
合計	358	33	5	385	

(注)1 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月28日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	3.00	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817	-	-	177,817	
合計	177,817	-	-	177,817	
自己株式					
普通株式	422	45	7	461	(注1)
合計	422	45	7	461	

(注)1 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	3.00	平成20年 9月30日	平成20年 12月10日

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817			177,817	
合計	177,817			177,817	
自己株式					
普通株式	358	72	8	422	(注)
合計	358	72	8	422	

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月28日 取締役会	普通株式	532	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	532	利益剰余金	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年9月30日現在	平成20年9月30日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定 46,124	現金預け金勘定 58,561	現金預け金勘定 83,302
定期預け金 75	定期預け金 73	定期預け金 73
その他の預け金 1,587	その他の預け金 15,435	その他の預け金 836
現金及び現金同等物 44,461	現金及び現金同等物 43,052	現金及び現金同等物 82,392

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																										
	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 該当ありません。</p> <p>(イ) 無形固定資産 該当ありません。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																											
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	動産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	動産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	動産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	動産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>-百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	-百万円	無形固定資産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	有形固定資産	-百万円	無形固定資産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	有形固定資産	-百万円	無形固定資産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	有形固定資産	-百万円	無形固定資産	-百万円	その他	-百万円	合計	-百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	動産	7百万円	その他	-百万円	合計	7百万円	動産	3百万円	その他	-百万円	合計	3百万円	動産	3百万円	その他	-百万円	合計	3百万円
動産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
動産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
動産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
動産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
有形固定資産	-百万円																																																																											
無形固定資産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
有形固定資産	-百万円																																																																											
無形固定資産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
有形固定資産	-百万円																																																																											
無形固定資産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
有形固定資産	-百万円																																																																											
無形固定資産	-百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	-百万円																																																																											
動産	7百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	7百万円																																																																											
動産	3百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	3百万円																																																																											
動産	3百万円																																																																											
その他	-百万円																																																																											
合計	3百万円																																																																											

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 -百万円 1年超 -百万円 合計 -百万円 (注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 -百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 0百万円 リース資産減損勘定の取崩額 -百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 -百万円 減損損失 -百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 -百万円 1年超 -百万円 合計 -百万円 (注)未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 -百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 -百万円 リース資産減損勘定の取崩額 -百万円 減価償却費相当額 -百万円 支払利息相当額 -百万円 減損損失 -百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 2百万円 合計 3百万円 (注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 当連結会計年度の支払リース料 1百万円 ・ 減価償却費相当額 1百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 111百万円 1年超 632百万円 合計 743百万円 	2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30	29	0
地方債	11,011	11,230	218
短期社債			
社債			
その他			
合計	11,041	11,260	218

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	29,877	40,012	10,134
債券	159,686	159,010	676
国債	96,037	95,362	674
地方債	26,579	26,485	94
短期社債			
社債	37,069	37,162	92
その他	4,527	4,544	16
合計	194,091	203,566	9,474

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は74百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	3,211
その他有価証券	
非上場株式	2,156
その他	594

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債	8,919	9,081	162
短期社債			
社債			
その他			
合計	8,919	9,081	162

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	29,592	33,466	3,874
債券	184,409	183,747	661
国債	120,771	119,889	881
地方債	29,185	29,359	173
短期社債			
社債	34,451	34,498	46
その他	5,474	4,282	1,191
合計	219,475	221,497	2,022

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式等については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は647百万円(債券200百万円、株式447百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄についても減損処理を実施いたします。

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,073
その他有価証券	
非上場株式	2,208
その他	550

(注) その他有価証券の「その他」は投資事業有限責任組合への出資金であります。

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	412	10

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債					
地方債	9,926	10,184	258	258	
短期社債					
社債					
その他					
合計	9,926	10,184	258	258	

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	29,253	32,523	3,270	6,514	3,244
債券	147,370	148,419	1,049	2,318	1,269
国債	84,737	84,703	33	1,190	1,223
地方債	26,346	26,851	504	507	2
短期社債					
社債	36,286	36,863	577	620	43
その他	5,098	4,235	863		863
合計	181,722	185,177	3,455	8,832	5,377

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式等については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される場合であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	31,441	1,349	460

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,810
その他有価証券	
非上場株式	2,145
出資金	565

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	27,944	56,931	62,292	16,992
国債	11,998	21,820	33,892	16,992
地方債	4,505	15,885	16,387	
短期社債				
社債	11,440	19,225	12,013	
その他		534	99	22
合計	27,944	57,465	62,392	17,014

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

該当事項なし。

前連結会計年度末

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,474
その他有価証券	9,474
()繰延税金負債	3,833
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,641
()少数株主持分相当額	21
その他有価証券評価差額金	5,619

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,022
その他有価証券	2,022
()繰延税金負債	823
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,198
()少数株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	1,193

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,455
その他有価証券	3,455
()繰延税金負債	1,404
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,051
()少数株主持分相当額	3
その他有価証券評価差額金	2,047

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	5,058	73	73
	合計		73	73

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	4,478	15	15
	合計		15	15

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	5,016	32	32
	合計		32	32

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	8,412	18	18
	合計		18	18

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の行っているデリバティブ取引には、金利関連の金利スワップ取引、通貨関連の為替予約取引、オプション取引等があります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取引の利用目的および取組方針

当行がデリバティブ取引を行う目的は、お客様の多様なニーズへの対応、当行自身の抱える各種リスクへの対応に大別されます。

デリバティブ取引を行うにあたっては、上記目的を達成するために最も効果的かつ効率的な取引を選択して限定的に実施することとしております。なお、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っており、為替リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

(3) リスクの内容およびリスク管理体制

デリバティブ取引に伴う主なリスクは以下のとおりです。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約内容を契約どおり実行できなくなることに
より当行が損失を受けるリスク

市場リスク：金利、有価証券および為替等の市場価格の変動により、取引したデリバティブ商品の価値が下落するリスク

信用リスクにつきましては、取引相手ごとに信用供与枠を設定して厳格に管理するとともに、その信用供与枠を取引相手の信用度に応じて半年ごとに見直しております。

市場リスクにつきましては、業務運営方針のなかに、デリバティブについての管理基準を設定して厳格に管理するとともに、その業務運営方針を経営環境の変化に応じて半年ごとに見直しております。

なお、B I S 自己資本比率規制に基づいて算出される平成20年3月末の信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式による)は、2,552百万円(金利関連取引2,367百万円、通貨関連取引153百万円、株式関連取引29百万円、外為関連取引1百万円)であります。

(4) 定量的情報の補足説明

当行は、金利の変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っているほか、お客様の外貨預金、インパクト・ローン、輸出入取引等の外国為替取引に係る為替相場の変動リスクをヘッジする目的で先物為替予約を締結しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,039	5,039	20	20
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計			20	20

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約 売建	4,404		4	4
	買建	4,025	20	10	10
	通貨オプション 売建				
	買建				
	その他 売建 買建				
	合計			6	6

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項なし。

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

該当事項なし。

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項なし。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、連結会社は銀行業以外に一部でリース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度ともに、全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	1,654
連結経常収益	24,506
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	6.75

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	1,831
連結経常収益	23,546
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.78

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	3,446
連結経常収益	48,868
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.05

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、全て本邦での取引であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	449.56	429.28	430.82
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	11.55	6.26	15.93
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円			

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当連結中間会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	80,098	76,519	76,778
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	330	384	352
(うち少数株主持分)	百万円	330	384	352
普通株式に係る期末の純 資産額	百万円	79,767	76,135	76,425
1株当たり純資産額の算 定に用いられた期末の普 通株式の数	千株	177,431	177,356	177,394

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	2,050	1,110	2,827
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	2,050	1,110	2,827
普通株式の期中平均株式数	千株	177,447	177,379	177,429

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	11,806
資金運用収益	9,395
(うち貸出金利息)	8,481
(うち有価証券利息配当金)	675
役務取引等収益	1,300
その他業務収益	849
その他経常収益	261
経常費用	10,686
資金調達費用	1,671
(うち預金利息)	1,340
役務取引等費用	598
その他業務費用	176
営業経費	6,277
その他経常費用	1,961
経常利益	1,120
特別利益	13
特別損失	72
税金等調整前四半期純利益	1,060
法人税、住民税及び事業税	1,366
法人税等調整額	815
法人税等合計	550
少数株主利益	20
四半期純利益	489

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸出金償却675百万円、貸倒引当金繰入額318百万円、株式等償却93百万円及び株式等売却損28百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	46,093	58,553	83,296
コールローン	35,840	25,476	23,275
買入金銭債権	317	330	347
商品有価証券	328	390	412
有価証券	1, 7, 14 220,695	1, 7, 14 239,724	1, 7, 14 204,050
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,301,446	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,281,295	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,305,970
外国為替	6 1,130	6 981	6 827
その他資産	7 4,950	7 3,754	7 3,650
有形固定資産	9, 10, 12 31,464	9, 12 31,976	9, 10, 12 31,871
無形固定資産	950	1,027	1,012
繰延税金資産	9,872	13,192	11,271
支払承諾見返	14 12,769	14 12,270	14 12,588
貸倒引当金	20,539	17,995	21,080
資産の部合計	1,645,319	1,650,980	1,657,494
負債の部			
預金	7 1,416,899	7 1,431,642	7 1,482,117
譲渡性預金	80,708	82,877	36,413
債券貸借取引受入担保金	7 10,099	7 -	7 -
借入金	11 17,817	11 18,839	11 18,620
外国為替	5	19	15
社債	13 13,000	13 13,000	13 13,000
その他負債	8,009	10,684	12,375
未払法人税等		1,353	3,914
リース債務		92	-
その他の負債		9,238	8,461
役員賞与引当金	-	-	48
退職給付引当金	1,226	539	881
役員退職慰労引当金	357	415	387
再評価に係る繰延税金負債	12 5,815	12 5,761	12 5,765
支払承諾	14 12,769	14 12,270	14 12,588
負債の部合計	1,566,709	1,576,050	1,582,214
純資産の部			
資本金	19,078	19,078	19,078
資本剰余金	13,214	13,214	13,214
資本準備金	13,213	13,213	13,213
その他資本剰余金	0	0	0
利益剰余金	33,987	34,711	34,173
利益準備金	4,752	4,965	15 4,858
その他利益剰余金	29,235	29,745	29,315
固定資産圧縮積立金	36	36	36
別途積立金	24,753	27,253	24,753
繰越利益剰余金	4,445	2,456	4,525
自己株式	159	186	173
株主資本合計	66,122	66,817	66,293
その他有価証券評価差額金	5,417	1,123	1,990
土地再評価差額金	12 7,069	12 6,989	12 6,995
評価・換算差額等合計	12,487	8,113	8,985
純資産の部合計	78,609	74,930	75,279
負債及び純資産の部合計	1,645,319	1,650,980	1,657,494

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	22,844	21,718	45,489
資金運用収益	19,015	18,721	38,249
(うち貸出金利息)	16,981	16,783	34,415
(うち有価証券利息配当金)	1,479	1,552	2,785
役務取引等収益	2,571	2,113	5,051
その他業務収益	220	275	664
その他経常収益	1,035	608	1,524
経常費用	19,566	20,689	40,881
資金調達費用	2,838	3,223	6,009
(うち預金利息)	2,318	2,669	4,950
役務取引等費用	1,485	1,566	2,931
その他業務費用	313	327	340
営業経費	※1 10,442	※1 10,907	※1 20,708
その他経常費用	※2 4,487	※2 4,665	※2 10,891
経常利益	3,277	1,029	4,607
特別利益	174	12	※3 3,345
特別損失	※4 88	※4 25	※5 237
税引前中間純利益	3,362	1,016	7,716
法人税、住民税及び事業税	1,530	1,290	4,361
法人税等調整額	△253	△1,336	624
法人税等合計		△46	
中間純利益	2,085	1,063	2,730

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	19,078	19,078	19,078
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	19,078	19,078	19,078
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	13,213	13,213	13,213
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	13,213	13,213	13,213
その他資本剰余金			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	0	0	0
資本剰余金合計			
前期末残高	13,214	13,214	13,214
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	13,214	13,214	13,214
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	4,645	4,858	4,645
当中間期変動額			
剰余金の配当	106	106	212
当中間期変動額合計	106	106	212
当中間期末残高	4,752	4,965	4,858
その他利益剰余金			
任意積立金			
前期末残高	20,790	24,789	20,790
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△0	△0	△0
別途積立金の積立	4,000	2,500	4,000
当中間期変動額合計	3,999	2,499	3,999
当中間期末残高	24,790	27,289	24,789
繰越利益剰余金			
前期末残高	6,136	4,525	6,136
当中間期変動額			
剰余金の配当	△638	△638	△1,277
中間純利益	2,085	1,063	2,730
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
固定資産圧縮積立金の取崩	0	0	0
別途積立金の積立	△4,000	△2,500	△4,000
当中間期変動額合計	△1,691	△2,068	△1,611
当中間期末残高	4,445	2,456	4,525
利益剰余金合計			
前期末残高	31,573	34,173	31,573
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間純利益	2,085	1,063	2,730
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当中間期変動額合計	2,414	537	2,600
当中間期末残高	33,987	34,711	34,173
自己株式			
前期末残高	△148	△173	△148
当中間期変動額			
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
当中間期変動額合計	△10	△13	△25
当中間期末残高	△159	△186	△173
株主資本合計			
前期末残高	63,718	66,293	63,718
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064
中間純利益	2,085	1,063	2,730
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
当中間期変動額合計	2,404	523	2,575
当中間期末残高	66,122	66,817	66,293
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	7,641	1,990	7,641
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,223	△866	△5,651
当中間期変動額合計	△2,223	△866	△5,651
当中間期末残高	5,417	1,123	1,990
土地再評価差額金			
前期末残高	7,930	6,995	7,930
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△861	△6	△934
当中間期変動額合計	△861	△6	△934
当中間期末残高	7,069	6,989	6,995
評価・換算差額等合計			
前期末残高	15,572	8,985	15,572
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,085	△872	△6,586
当中間期変動額合計	△3,085	△872	△6,586
当中間期末残高	12,487	8,113	8,985
純資産合計			
前期末残高	79,290	75,279	79,290
当中間期変動額			
剰余金の配当	△532	△532	△1,064
中間純利益	2,085	1,063	2,730
自己株式の取得	△13	△15	△28
自己株式の処分	2	2	3
土地再評価差額金の取崩	861	6	934
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,085	△872	△6,586
当中間期変動額合計	△681	△349	△4,010
当中間期末残高	78,609	74,930	75,279

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同左 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：34年～50年 動産：3年～10年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ42百万円減少しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：19年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ128百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,607百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,744百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,576百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当該中間会計期間に帰属する額を計上しておりますが、当中間会計期間においては該当ありません。	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
	(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	同左	<p>当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。</p>
10 税効果会計に関する事項	<p>中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	同左	

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は35百万円、「無形固定資産」中のリース資産は52百万円、「その他負債」中のリース債務は92百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,566百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,584百万円、延滞債権額は29,571百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は342百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,620百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,118百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、24,300百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,582百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,147百万円、延滞債権額は30,313百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は799百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,283百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,543百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,186百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,505百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,060百万円、延滞債権額は34,147百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は30百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,866百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,104百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,701百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 12,775百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,559百万円 債券貸借取引 10,099百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,448百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,139百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が148,193百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,250百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,725百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,911百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,908百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は219百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,648百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が149,146百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,403百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,300百万円が含まれております。</p>	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 2,749百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,795百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券37,631百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は245百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、154,408百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が151,890百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 18,226百万円</p> <p>10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,384百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,300百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,068百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,200百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ300百万円減少します。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を9,838百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,122百万円であります。</p>	<p>12 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,042百万円下回っております。</p> <p>13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,085百万円であります。</p> <p>15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金(又は資本準備金)の計上額は、212百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																								
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="255 421 564 483"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>333百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>87百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,695百万円、貸倒引当金繰入額2,169百万円及び株式等償却75百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損72百万円及び固定資産減損損失15百万円であります。</p>	有形固定資産	333百万円	無形固定資産	87百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="678 421 987 483"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>339百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>125百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,815百万円、貸倒引当金繰入額1,311百万円及び株式等償却447百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損25百万円であります。</p>	有形固定資産	339百万円	無形固定資産	125百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1093 421 1402 483"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>706百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>206百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他の経常費用には、保証会社に支払った調整金1,259百万円及びその他の債権売却損61百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他の特別利益は、利息の支払いが遅延したことによる延滞利息を受入れたものであります。</p> <p>5 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額96百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="0" data-bbox="1066 1108 1409 1272"> <tr> <td>区分</td> <td>遊休資産</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>愛媛県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(うち土地96百万円)</td> </tr> </table> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	建物・動産	706百万円	その他	206百万円	区分	遊休資産	地域	愛媛県内	主な用途		種類	土地	減損損失	96百万円		(うち土地96百万円)
有形固定資産	333百万円																									
無形固定資産	87百万円																									
有形固定資産	339百万円																									
無形固定資産	125百万円																									
建物・動産	706百万円																									
その他	206百万円																									
区分	遊休資産																									
地域	愛媛県内																									
主な用途																										
種類	土地																									
減損損失	96百万円																									
	(うち土地96百万円)																									

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	358	33	5	385	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額(百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	270	
固定資産圧縮 積立金	37	0	36
別途積立金	20,483	4,270	24,753

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	422	45	7	461	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	直前事業年度末残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額(百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	36	0	36
別途積立金	24,753	2,500	27,253

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項 (千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	358	72	8	422	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高 (百万円)	当事業年度変動額 (百万円)	当事業年度末残高 (百万円)
退職給与積立金	270	270	
有形固定資産 圧縮積立金	37	1	36
別途積立金	20,483	4,270	24,753

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	1 ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主として計算機械類であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,320百万円 その他 1百万円 合計 2,321百万円 減価償却累計額相当額 動産 983百万円 その他 0百万円 合計 983百万円 減損損失累計額相当額 動産 -百万円 その他 -百万円 合計 -百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,337百万円 その他 0百万円 合計 1,337百万円 (注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。	2 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,871百万円 無形固定資産 281百万円 その他 -百万円 合計 2,152百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,059百万円 無形固定資産 153百万円 その他 -百万円 合計 1,213百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 -百万円 無形固定資産 -百万円 その他 -百万円 合計 -百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 811百万円 無形固定資産 127百万円 その他 -百万円 合計 939百万円 (注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,667百万円 その他 1百万円 合計 2,668百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,308百万円 その他 0百万円 合計 1,308百万円 期末残高相当額 動産 1,359百万円 その他 0百万円 合計 1,359百万円 (注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 429百万円 1年超 908百万円 合計 1,337百万円 (注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 -百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 226百万円 リース資産減損勘定の取崩額 -百万円 減価償却費相当額 226百万円 減損損失 -百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 439百万円 1年超 679百万円 合計 1,119百万円 (注)未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 -百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 297百万円 リース資産減損勘定の取崩額 -百万円 減価償却費相当額 297百万円 減損損失 -百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 482百万円 1年超 877百万円 合計 1,359百万円 (注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 当期の支払リース料 506百万円 ・ 減価償却費相当額 506百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。	2 オペレーティング・リース取引 ・ オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 57百万円 1年超 632百万円 合計 690百万円 	2 オペレーティング・リース取引 該当ありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成20年11月14日開催の取締役会において、第105期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	532百万円
1株当たりの中間配当金	3円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 21 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 20 年 11 月 28 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 爪 輝 義	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 村 文 雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 川 紀 之	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成 20 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 中間連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 21 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武田 宏之	⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	橋爪 輝義	⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	⑩

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 104 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 20 年 11 月 28 日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋 爪 輝 義	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 村 文 雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 川 紀 之	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 105 期事業年度の中間会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成 20 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 中山 紘 治 郎

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店
(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 中山紘治郎は、当行の第105期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。